

## 目次

- 1、 前書き
- 2、 対処その1、ゴルフ場への連絡
- 3、 対処その2、ゴルフ会員権処理
- 4、 相続書類
- 5、 会員権譲渡にまつわる税
- 6、 ゴルフ会員権時価評価書

### 1、前書き

命有る者、皆死を迎えます。早いか遅いか、突然か時間をかけてか、個人差は有れど終焉は必ずやって来ます。

親族名義のゴルフ会員権、この親族がひとたび故人となった時、この会員権をどの様に処理したら良いのか、遺された方々にとっては、迷う事ばかりでは無いでしょうか。

特に遺族の方々がこれまでゴルフと無縁となれば、ゴルフ会員権の売買などは非日常的な出来事であり、処理の羅針盤無くしては途方に暮れてしまう事と察します。此処ではその様な方々へ、少しでも参考になると思われる資料を、提供して行きたいと考えます。

以降は会員権の名義人が、お亡くなりになられている事を前提に、進めさせていただきます。

### 2、対処その1、ゴルフ場への連絡

被相続人が会員に成っていたゴルフ場、此れが明確な場合は問題無いものの、親族に内緒で会員に成っていたケースも考えられ、全体像が見えるには少し時間を要します。

とは言えひとたび所有会員権を確認出来た時には、何よりもそのゴルフ場へ、連絡を取る必要が有ります。

#### ★その1-1、＜ゴルフ会員権を所有していた事が明らかな場合＞

該当するゴルフ場へ連絡を取り、亡くなった事を知らせます。此れが急務であり、会員権の処理をどの様にするのかは、後日の検討課題です。

その時確認しなければならない点は、下記の通りですが、下記項目への記入内容は残して置き、相続人同士での共有資料とすべきです。相続人相互に情報を共有化する事で、

次の一手が取り易いと思われます。

・ゴルフ場の電話番号：

・ゴルフ場の担当者： \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

・最初に連絡した日時：

・名義人の会員種別： 正会員 平日会員 週日会員 その他

・発行済証書の枚数： 1枚 2枚 3枚

・支払い未納金の有無： 無 / 有 金 円 未納

・貸ロッカーの有無： 無 有

・年会費は次年度より： 止まる / 止まらず 金 円 発生

・メモ \_\_\_\_\_

#### ★その1-2、＜ゴルフ会員権の所有が不明な場合＞

被相続人がゴルフ愛好者で有ったとしても、ゴルフ会員権を所有していたかどうか、遺族には不明な場合が有ります。この様な場合であっても、時間の経過と共に判明する事が有ります。

それは被相続人が所属していたゴルフ場から、年一度年会費の請求書が送られて来るからです。例えば口座振替になっていた場合は、どうでしょうか。

このケースでは毎年度紙ベースでの請求書を発送しないゴルフ場もある様ですが、被相続人がお亡くなりになられて以降、銀行口座からの引き落としは不可能と思われるので、ゴルフ場より書面での請求書が届く事により、会員権を所有していたと理解する事になります。

この場合も「対処その1、ゴルフ場への連絡1」の確認表を参考に確認しながら、迅速にゴルフ場へ連絡を取って行く事が求められます。

#### ★その1-3、＜遺品整理にて発見された場合＞

遺品整理の過程で、ゴルフ会員権らしきものが発見された場合、そこに明記されているゴルフ場が現存するのか、或いはその名称のゴルフ場は無いものの、名称が変更され今日に至っているのか、確認する必要があります。

発見された書類に明記されたゴルフ場名を、インターネット検索などを通じ調査するの

も一案です。しかしながらこの様な手段で判明しない時には、ゴルフ会員権業者を通じ教えて頂く事も、必要になって来るのでは無いでしょうか。

該当ゴルフ場が判明した場合、そのゴルフ場へ連絡を取り、被相続人が会員として在籍しているのか否か、確認する必要が有ります。そして遺品から見つかった会員権らしき書類が、現在も有効なのか否かの確認は、重要な要素になって来ます。

### 3、対処その2、ゴルフ会員権処理

被相続人が遺されたゴルフ会員権、その処理に付いては、下記の三案（相続継承、第三者譲渡、クラブへの退会手続き）が、通常考えられます。その一つ一つを具体的に、見て行きたいと思います。

#### ★その2-1、＜相続継承＞

此処での相続継承とは、相続人内の何方かが、ご自身の名義へ書き換える事です。名義を書き換えると言う事は、すなわちクラブへ入会する手続きになりますので、ゴルフ場への支払い料金が発生します。

この料金は通常の第三者譲渡と同様の金額なのか、或いは減額されるのかは、その都度ゴルフ場への確認が必要になります。確認事項は、下記の通りです。

|             |    |   |   |           |      |
|-------------|----|---|---|-----------|------|
| ・名義書換料金     | 不要 | / | 要 | (金        | 円)   |
| ・入会預託金額     | 不要 | / | 要 | (金        | 円)   |
| ・推薦者が必要か    | 不要 | / | 要 | (1名 or 2名 | その他) |
| ・女性への書換は可能か | 不可 | / | 可 |           |      |

・メモ

なお株主会員制ゴルフ場の中には、株券のみを無料で相続人へ書き換えてくれるケースが、2022年10月時点で一部散見されます。

しかしこれはあくまでも、株券の名義書換で有り、その後クラブへ入会するとなると、やはり上記同様の料金確認が必要になって来ます。

#### ★その2-2、＜第三者譲渡＞

被相続人名義のゴルフ会員権を、相続人代表者が自らの名義へ変更し利用するのでは無

く、第三者へ譲渡し換金するのも又、処理方法の一つです。

第三者譲渡に当たっては、

- ①通常の名義書換書類へ、相続書類を付け足す事で、譲渡出来るケースと、
- ②相続人代表者へ便宜的に名義変更した後でなければ、譲渡出来ないケースへ大別されます。

②の場合、便宜的とは言え名義変更をする訳ですので、クラブへの支払い料金が発生する可能性が有ります。この費用が幾らかは、確認しておく必要が有ります。

第三者譲渡となると、相続人の人的関係者を当てる事で、買い受け人を探すのは難易度が高く、この様な状況下ではゴルフ会員権業者へ、依頼するのが最善と思われます。現実的な売買情報はゴルフ会員権業者が保有しており、依頼する事で換金への道のりが、スムーズになるものと思われます。

#### ★その2-3、＜クラブへの退会手続き＞

相続人が当該会員権を継承せず、又第三者譲渡の可能性が低い、流通性に乏しく会員権市場を通じての売却が困難となれば、残された道はクラブへの会員資格返上、退会手続きとなります。

退会にあたり、相続人とゴルフ場側とで金銭のやり取りが発生するのか否かは、その都度ゴルフ場との話し合いの中で、確認する必要が有ります。

## 4、相続書類

此処まで被相続人名義の会員権処理について、様々な角度から見て来ましたが、これ等の手続きを進める為には、相続人の書類が必要になって来ます。

通常の名義書換に要する書類の他、一般的にどのような書類が、ゴルフ場側から求められるのか、下記へ列記しておきたいと思います。

- 1、改製原戸籍
- 2、平成改製原戸籍
- 3、除籍謄本
- 4、相続人全員の戸籍謄本
- 5、相続人全員の印鑑登録証明書
- 6、相続人全員の住民票
- 7、相続同意書或いは遺産分割協議書

上記書類全てを満たさなければ譲渡出来ない訳でも無く、要するに法定相続人を確定出来る書類が最低限必要になります。該当するゴルフ場では、具体的上記書類の内、どのような書類を求めているのか、その都度ゴルフ場担当者との打ち合わせが必要になります。

なお2017年5月29日（月）より「法定相続情報証明制度」が発足した事から、相続人側がこの制度を活用し、ゴルフ場への提出書類を簡素化する傾向が、近年顕著になって来ています。

また提出した相続書類の原本に付いては、還付請求により返却されるケースも増えて来ましたので、明確に返還の旨をゴルフ場へ伝える事で、還付の可能性を確認しておく方が良いと思います。

## 5、会員権譲渡にまつわる税

被相続人のゴルフ会員権を譲渡し譲渡益が出た場合、売却した相続人には納税の義務が発生します。

詳しくは最寄りの税務署か、或いは税理士などの有資格者にご相談頂き、詳細を把握して頂くのが宜しい様に思われます。

## 6、ゴルフ会員権時価評価書

被相続人のゴルフ会員権を相続する場合、納税の関係から死亡日に於ける、該当会員権の時価評価が必要になります。

若干の手数料はかかるものの、ゴルフ会員権業者へ依頼する事で、「時価評価書」を作成してもらえるものと思います。

以上駆け足で「ゴルフ会員権の相続」、に関する内容を見て来ました。この内容を仕上げましたのは2022年10月中旬ですが、後日法律の改定などにより、内容が一部適用しないケースも出て来る可能性が有ります。その点にご留意頂きたく、お願い申し上げます。

2022年10月17日

文\_\_大野良夫

© Yoshio Oono

日本ゴルフジャーナリスト協会 会員